

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成21年2月定例会

平成21年2月13日

目 次

平成21年2月定例会

2月13日（金曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案上程（議会案第1号）	3
提案理由の説明……………工藤芳夫君	3
質疑	3
討論	4
採決	4
議案上程（議第1号及び議第2号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	4
補足の説明……………事業課長	5
質疑	6
休憩・再開	9
討論	13
採決	13
議案上程（議第3号及び議第4号）	13
提案理由の説明……………広域連合長	13
補足の説明……………事務局次長	14
質疑	17
討論	28
採決	28
議案上程（議第5号）	29
提案理由の説明……………広域連合長	29
補足の説明……………事務局長	29
質疑	30
討論	30
採決	30
議案上程（議第6号）	30

提案理由の説明……………広域連合長……………	3 0
質疑……………	3 0
討論……………	3 1
採決……………	3 1
議案上程（議第 7 号 及び 議第 8 号）……………	3 1
提案理由の説明……………広域連合長……………	3 1
補足の説明……………事務局長……………	3 2
質疑……………	3 3
討論……………	3 3
採決……………	3 3
議案上程（議第 9 号）……………	3 3
提案理由の説明……………広域連合長……………	3 3
質疑……………	3 3
討論……………	3 4
採決……………	3 4
広域連合長あいさつ……………	3 4
閉会……………	3 4

○出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	結城義巳	議員
5番	岡崎賢治	議員	6番	工藤芳夫	議員
7番	増川修	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	伊藤一雄	議員	10番	寒河江信	議員
11番	佐々木謙二	議員	12番	伊藤俊美	議員
13番	阿部寿一	議員	14番	今野良和	議員
15番	小松原俊	議員	16番	梅木隆	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
代表監査委員	山口正志	事務局長	佐藤吉幸
事務局次長	岩田雅史	会計管理者	阿部誠
事業課長	日野邦昭	事業課長補佐	高橋幹二
総務係長	野口孝文	資格管理係長	岩浪勝彦
給付係長	佐藤隆		

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	佐藤吉幸	事務局次長（兼務）	岩田雅史
書記（兼務）	野口孝文	書記	白澤修
書記	鈴木学		

○議事日程第1号

平成21年2月13日（金）午後2時00分 開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
 - ・例月出納検査報告
- 第5 議会案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
- 第6 議第1号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第7 議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第8 議第3号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議第4号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予

算

- 第10 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例及び山形県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
- 第12 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 第13 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第14 議第9号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時00分 開議

○議長(茨木久彌君) これより、平成21年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

出席議員は16名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真等による撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

日程第1 議席指定

○議長(茨木久彌君) 日程第1 議席の指定を行います。

この度、第1区において、新しく議員になりました佐藤洋樹議員の議席を定めます。

会議規則第3条第1項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第2 会期の決定

○議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 会議録署名議員の指名

- 議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 59 条の規定により、議長において指名いたします。
9 番 伊藤一雄議員、11 番 佐々木謙二議員 を指名いたします。
-

日程第 4 諸報告

- 議長（茨木久彌君） 日程第 4 諸報告を行います。
平成 20 年 7 月から平成 21 年 1 月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、代表監査委員から議長あて報告されております。
以上で報告を終わります。
-

日程第 5 議会案第 1 号

- 議長（茨木久彌君） 次に、日程第 5 議会案第 1 号 山形県後期高齢者医療広域連合議会
会議規則の一部改正について、を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

- 6 番（工藤芳夫君） 議長。

- 議長（茨木久彌君） 工藤芳夫議員。

提案理由の説明

- 6 番（工藤芳夫君） ただいま上程されました、議会案第 1 号について提出者を代表してご
説明いたします。

議会案第 1 号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正につきましては、
地方自治法の改正により、議員の派遣について定めた規定の項番号が繰り下げられたことに
伴いまして、会議規則第 73 条中で引用している同法の項番号について、第 12 項を第 13 項に
改めるものであります。

なお、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げます。

- 議長（茨木久彌君） それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(茨木久彌君) これをもって討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議会案第1号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議会案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議第1号 及び 日程第7 議第2号

○議長(茨木久彌君) 次に、日程第6 議第1号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、日程第7 議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(茨木久彌君) 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長(市川昭男君) ただいま上程されました議第1号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)及び議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

議第1号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,475万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億9,341万円とするものであります。

議第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億5,461万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,157億117万円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長(日野邦昭君) 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） 議第1号 平成20年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正内容は、前年度繰越金を財源に、市町村負担金を精算し、その残額について財政調整基金に積み立てるものです。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、はじめに、歳入についてご説明いたします。

1款1項1目事務費負担金は、市町村負担金の精算により1億5,052万9千円を減額するものです。

2款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金1億6,528万5千円を計上するものです。

次に、歳出補正についてご説明いたします。

1款1項2目財政管理費は、制度の見直しが検討され、先行き不透明なことから財政調整基金を新たに設け、951万7千円を積み立てるものです。

4款1項1目老人福祉費は、特別会計における市町村負担金を減額するため、特別会計への繰出金523万9千円を計上するものです。

続きまして、議第2号 平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正内容は、制度の円滑運営を目的とした平成20年6月及び9月の政府・与党決定等を受けての保険料追加軽減、周知広報等の特別対策の実施、及びその財源措置が主なものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきまして、はじめに、歳入についてご説明いたします。

1款1項1目事務費負担金は、市町村負担金の精算により523万9千円を減額するものです。

1款1項2目保険料等負担金は、特別対策の実施に伴う低所得者に係る保険料追加軽減分5億3,168万3千円を減額するものです。

2款2項1目調整交付金は、特別対策のうち、平成20年7月1日から10月30日までに広域連合及び市町村が行う特別対策に関する広報の実施、きめ細やかな相談体制の整備、及び長寿・健康増進事業の実施に対する特別調整交付金1,656万9千円を増額するものです。

2款2項3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、特別対策に係る保険料軽減措置費5億3,168万3千円及び標準システム改修費1,500万円に対する補助金、合計5億4,668万3千円を計上するものです。

2款2項4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、さらに1年継続されることになった被扶養者であった被保険者に係る平成21年度保険料激変緩和措置費5億4,923万6千円、恒久的措置とされた低所得者に係る平成21年度保険料追加軽減措置費4億128万5千円、及び平成20年10月31日から平成21年度末までに広域連合及び市町村が行う説明会の開催及び周知広報に要する経費3,110万8千円、及びきめ細やかな相談のための体制整備等に関する経費6,427万5千円に対する交付金10億4,590万4千円を計上するものです。

6款1項1目基金繰入金は、平成20年度に広域連合及び市町村が特別対策を実施するため

の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から 7,714 万 3 千円を繰入れするものです。

6 款 2 項 1 目一般会計繰入金は、1 款 1 項 1 目事務費負担金を減額するための財源として一般会計から 523 万 9 千円を繰入するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、広域連合が実施する周知広報及び後期高齢者医療標準システムの機能拡充のための特別対策経費として需用費、役務費及び委託料を計 7,076 万 6 千円、市町村が実施する特別対策への補助金として特別調整交付金対象分 1,448 万円と臨時特例交付金対象分 846 万 6 千円、及び標準システム改修事業経費に係る国保中央会への分担金 1,500 万円、合計で 1 億 871 万 2 千円を増額するものです。

7 款基金積立金は、歳入の高齢者医療制度臨時特例交付金 10 億 4,590 万 4 千円を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に一旦全額積み立てるもので、平成 20 年度及び平成 21 年度に特別対策の事業実施に応じて必要額を取り崩し、市町村には補助金を交付することになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

○13 番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部寿一議員。

○13 番（阿部寿一君） 一般会計歳出の 2 目財政管理費に計上している財政調整基金積立金ですが、説明の中で、制度見直し中で先行き不透明だからという説明があったが、それはどういう意味なのかということと、951 万 7 千円積み立てれば安心だという、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 財政調整基金積立金 951 万 7 千円についてですが、制度がまだ固まらない中で、一番心配なのがシステムの改修等を想定しておりました。システムの改修 1 本当たり 1 千万、2 千万である関係で、予備費として一般会計、特別会計それぞれに 500 万円ずつ、合わせて 1,000 万円ほど計上しております。それに 900 万円ほどを足ささせていただくと、システム等の急な対応も可能であるということで、この額を計上させていただきました。以上です。

○13 番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） 今のご説明によると、2、3千万を想定されているようですが、それであっても必ず議決がいるわけですから、予備費や積立金がありますから事務局で自由に使えますというものではないので、これはこのような基金を積み立てる理由にはならない。むしろ、将来、現在進行中の制度的な見直しに機動的に対応すると同時に、市町村などの負担を均てん化するために、このような基金を積み立てておきたいんだ、という理由にすべきであって、揚げ足を取るわけではありませんが、県民にとっては、制度がぐらぐら動くという形に受け取れるのは非常にまずい。少なくとも事務局サイドが先行き不透明という言葉を使うのは適当ではないと思いますので、この基金を積み立てることについての説明では、言葉遣いになりますが、十分注意してもらいたいということを申し上げて終わります。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

○14番（今野良和君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 今野良和議員。

○14番（今野良和君） 今の質問に関連しますが、今回の一般会計補正予算で、前年度の繰越金が出ましたので、一部返しまして、一部基金に積み立てるという提案でございます。

この後、議第6号に、いわゆる財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定という議案がございます。今、財政調整基金を含めた議案を審議しているわけですが、この辺の整合性について、どのように考えておられるのか。どちらが先か逆か分かりませんが、提案の仕方について考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） この度の条例と予算の関わりですが、予算先議という形で、議案の順番を議事日程のとおり考えさせていただきました。

○14番（今野良和君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 今野良和議員。

○14番（今野良和君） 予算先議ということで審議しているわけですが、私は順序が逆というか、条例をきちんと先に議決をして、その上で、それに伴う予算については次の段階で審議をするというのが自然な感じがしますが、その辺については問題ないということで解釈してよろしいのかどうか、もう一度確認をお願いします。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 今申し上げましたとおり、事務局としては、上程の順番としては然るべきという判断で上げさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

○14番（今野良和君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 今野良和議員。

○14番（今野良和君） 一般会計補正予算につきましてお尋ねします。

一般会計、特別会計と二つの会計に分けているわけですが、一般会計については、主にこの組織を運営するための事務的な経費、それから議会や監査等の経費ですよね。この経費については、各市町村の負担のルールが決まっており、経費の算定についてはそんなに難しいものではないと思います。

ところがですね、19年度は繰越金が相当出るということで、20年度当初予算、それから7月で繰越を補正計上したわけですが、なお、また繰越金が出るということで、一部については、これからいただくものをいただかないという形で処理をし、残ったものについては、今後どのように国の考え方、制度が変わるか分からないので、その時に備えて基金として積み立てておきたいという考え方のようなのですが、なぜ一般会計の繰越がこんなに出るのか。以前聞いたかもしれませんが、なぜこんなに繰越金が出て、このような処理をしなくてはならないのかということについて、ご説明いただければと思います。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 昨年の7月定例会の際にもご説明しておりますが、トータルで1億9千万円ほど繰越金を計上しております。その大きな要因は、職員の人件費の残だったと思います。どういった職員が来るかはっきりしない段階でありましたので、国の給与基準表に基づき、係長級から管理職まで積み上げました。実際来た職員を見ますと、若い職員の割合が多く、その辺の見込み額との相違が大きかったような気がします。

○14番（今野良和君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 今野良和議員。

○14番（今野良和君） あとこれで終わりますけども、各市町村から負担金という形で広域連合に集めているわけですので、言葉を返せばちょっと集めすぎたということが言えるわけですね。余ったものを積み立てるというのもひとつの考え方もかもしれませんが、各市町村の財政状況も容易ではありませんので、返すという形は考えの中になかったのかお聞きしたいと思います。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 広域連合は100%市町村からの事務費負担金だけで動いている関係で、ある程度余裕をもって運営したいというのがありますけども、1億9千万円ほどの繰越金のうち、今年度市町村から貰わなければならない分の1億5千万円ほどをお返ししております。多く集めた分はなるべく市町村のその時の財源になるように、年度末ではなく、なるべく早い段階でお返しして、その年の財源として使っていただければということで考えて対応させていただいた経過もございます。

ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

○9番（伊藤一雄君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 伊藤一雄議員。

○9番（伊藤一雄君） 先ほどの質問と関連しますが、この補正の基金の積み立てということで、最初に全協の資料の中では新たに基金の条例を設定して積んでいくと説明しているわけですが、今の段階では基金条例が設定されておきませんので、これは順序を反対にしないと承認出来ないのではないかと感じています。今の段階で基金にこの補正の額を積むというのは、整合性としては大変不都合が生じていると認識しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（茨木久彌君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時37分 再開

○議長（茨木久彌君） 再開いたします。

はじめに、事務局から発言を求められておりますので、これを許可します。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） お時間を取らせて申し訳ございません。山形市の例ですが、財調ではないですが、今回の国の2次補正の関係で、介護の基金を積む条例を制定しようとしておりました、補正予算については3月11日、その補正予算に伴う基金の設置条例については3月24日に議事日程として上程しております。同じ議会への上程ということで、この順序で今回はご理解いただきたいと思います。

○9番（伊藤一雄君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 伊藤一雄議員。

○9番（伊藤一雄君） 山形市さんではそのような対応をとるということではありますが、うちの方ではそのような対応はしておりません。条例を承認してもらってから、それなりにやっていく、というのが今までの例なので。自治法の解釈は、私にも定かではありませんが、若干認識が違うと思っております。

○議長（茨木久彌君） 意見が分かれているようです。ただいま伊藤議員から発言がありましたが、その他ご意見ございませんでしょうか。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） いま山形の例とうことで申し上げました。山形は山形だけというご意見もあろうかと思いますが、これは山形が勝手にしているわけではなくて、地方自治法の議会の予算先議という観点から予算を先に審議をし、それから常任委員会の方で、予算と事件決議に分かれてご審議いただく。決して山形だけが特異なのではないと私は思っておりますので、予算先議という形でご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（茨木久彌君） 連合長からこのような説明がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、今回はこのような順序で参ります。よろしく申し上げます。
その他、質疑はございませんか。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） 一般会計の歳出、1目一般管理費の需用費についてお尋ねします。

前もって高齢者医療制度に関するアンケート調査報告書が出ています。この中の広報活動で、一番この長寿医療制度を知った広報媒体は市町村の広報誌、次いでマスコミの報道ですけども、印刷製本費のパンフレット作成は、今後もまたやるものなのか。また、役務費の手数料、テレビCMなども今後の予算だと思います。

それから、負担金補助及び交付金ですが、市町村ではだいぶ広報もやったわけですけども、これは今までやったものに対する補助なのか、お尋ねしたいと思います。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） ただ今の質問についてお答え申し上げます。

20年度一般会計補正予算の総務費の中の、広報経費に関するご質問だと思いますが、今回の制度改正の内容は、低所得者軽減に関するものや口座振替の選択制などでございます。そういったものについて、新たにパンフレットを作って全戸配布を計画していることから、印刷製本費を計上しております。

また、テレビコマーシャルも予定しておりますし、保険証交付時や保険料通知書を送付する際に同封するリーフレットなどの作成経費を需用費、役務費でみております。

負担金補助及び交付金についてですが、市町村補助については、特別調整交付金に関わるものと、臨時特例交付金に関わるものがございますが、広報等に関する経費やきめ細やかな相談体制に係る経費、それに健康増進事業ということで、例えば保養施設の利用負担金の一部助成など、市町村の経費に対して、広域連合が補助金を支出するものです。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） よく分かったようでよく分からない。そうすると、需用費と役務費に関しては広域連合でやって、それを受けて負担金補助及び交付金で市町村がやるのか、あるいは別個でやるのか。

全戸配布はただ配布するだけだと思うが、大事なのは、この広報活動に関するアンケート調査結果で、市町村の広報誌が一番理解できるということ。あるいはマスコミで取り上げてもらった方がコマーシャルよりも効果がある。

せっかく広報経費を計上するのであれば、市町村が直接やるようなことをもっと検討していった方がいいのではないかと思います内容を聞いてみました。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 12 節の印刷製本費と 19 節の市町村への補助金との関係ですが、これは別々ということです。19 節の方は国から来る特別調整交付金あるいは臨時特例交付金を財源として、市町村独自でやっていただく事業になります。

それから、広報で一番知ったものは市町村広報誌ということでしたが、市町村広報の経費については、広域連合の予算とは関連していませんので、計上しておりません。

広域連合といたしましては、正確な情報提供は市町村広報誌が一番、ということが裏付けられましたので、ぜひ市町村でこれまで以上にやっていただきたいとお願いしているところでございます。

なお、マスコミもだいぶ率が高かったようですが、マスコミについてはなかなか全面的に正確な情報というわけではないものですから、やはり市町村広報誌、あるいは広域連合で作るパンフレット等で周知広報活動に取り組んでいきたいと考えております。

○15 番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小松原俊議員。

○15 番（小松原俊君） 市町村の方がいいのであれば、何もこっちで作らずに、このような内容で市町村に作らせて、市町村からやってもらった方がいいのではないかと。我々からしたらその方がいい感じがする。

こっちから一方的に送るよりも、すぐ相談に行ける市町村からリーフレット等を配布した方がいいのかなと思います質問だけです。何かありましたら答弁いただいて終わりたいと思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 当広域連合は 35 市町村で構成する団体ございまして、県内全エリアを対象としております。広報は市町村広報誌が一番ということですがけれども、県全体に同じ情報をお知らせするということもあり、各市町村から市町村間でばらつきがあっては困るので、広域連合で一括してパンフレット等を作成して欲しいという要望があり、それに応えて作らせていただいております。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茨木久彌君） これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終ります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第1号及び議第2号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第1号及び議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議第3号 及び 日程第9 議第4号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第8 議第3号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、日程第9 議第4号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議第3号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億985万円とするものであります。

続きまして、議第4号 平成21年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,309億2,953万8千円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） はじめに、議第3号 平成21年度 山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算についてでございます。

はじめに、歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰越金、4款諸収入の4款構成でございます。歳出につきましては、1款の議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費の4款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

最初に、歳入の1款分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの共通経費負担金で、7億943万6千円を計上しております。この負担金にかかる各市町村の負担割合につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、人口割45%の各割合で算出しております。

なお、前年度と比較いたしまして、5億5,800万円ほどの増となっておりますが、新年度予算では後期高齢者医療特別会計にかかる市町村負担金を合わせて、すべて一般会計予算の歳入に計上し、特別会計に繰出す方式に改めるためであります。

続きまして、2款に財産収入を新設いたしまして、後期高齢者医療制度臨時特例基金等の利子収入を3万円計上しております。

3款繰越金につきましては、前年度に財源調整のため996万9千円計上したものを1千円に、4款諸収入は、1項に預金利子として1千円を計上するほか、2項雑入として、新年度から実施する職員住宅借上げにかかる職員からの負担金を新たに見込み、38万2千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款議会費は、議会開催に係る経費及び議員報酬など65万3千円を計上しております。今年度の費用弁償の実績を反映させ、前年度比6万5千円の減額であります。

次の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、前年度比4,764万2千円増の2億221万7千円を計上しております。増額の主な理由であります。新年度の事務局体制は今年度同様の職員22名、嘱託職員、臨時職員各1名であります。県及び国保連からの職員派遣が今年度限りとなることから、市町村からの職員派遣にかかる人件費負担金を増額計上したほか、新たに職員住宅借上料を計上したことなどであります。

また、新たに2目財政管理費として、財政調整基金等への積立金3万円を計上しております。

2項選挙費は、選挙管理委員会開催経費で、費用弁償見直しにより前年度比3万3千円減の4万8千円を、3項監査委員費は、定例監査など監査にかかる経費で、費用弁償見直しにより前年度比4万8千円減の7万8千円を計上しております。

3款民生費は、新年度に立ち上げます有識者からの意見を聞くための山形県長寿医療懇談会の運営にかかる経費27万8千円と、特別会計の事務経費にかかる繰出金、5億154万6千円の新たな計上であります。

4 款予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の 500 万円を計上しております。以上が一般会計でございます。

続きまして、議第 4 号 平成 21 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条歳入歳出予算についてでございます。

はじめに、歳入につきましては、1 款分担金及び負担金など 8 款構成でございます。歳出につきましては、1 款の総務費、2 款保険給付費など 7 款構成でございます。

歳入と歳出、それぞれの合計額とも前年度との比較で、約 164 億円、率にして 14%ほどの増額計上となっております。これは、平成 20 年度の保険給付費が 4 月から翌 2 月までの 11 か月分であるのに対し、平成 21 年度からは 3 月から翌 2 月までの 12 か月分となり、1 か月分増加するとともに、被保険者の伸びや医療技術の進歩等による医療費の伸びを見込んでいくことが主な理由であります。

次に、それぞれの詳細につきましてご説明いたします。

1 款分担金及び負担金 1 項市町村負担金 1 目保険料等負担金及び 2 目療養給付費負担金で総額 199 億 1,625 万 3 千円を計上しております。

1 目保険料等負担金は、広域連合が賦課し市町村が徴収する保険料を約 71 億 8 千万円と低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金を約 25 億 1 千万円、合わせて 97 億 107 万 7 千円を計上しておりますが、保険料軽減措置が継続されるため前年度比 3 億 2,600 万円ほどの減額となっております。

2 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割の被保険者に係る保険給付費の 12 分の 1 を市町村が定率負担するもので、前年度比約 13 億 4 千万円増の 102 億 1,517 万 6 千円の計上でございます。なお、自己負担割合が 3 割の現役並み所得者に係る保険給付費は含まれず、以下の 2 款国庫支出金、3 款県支出金、4 款支払基金交付金においても同様の考え方でございます。

次の事務費負担金は、6 款一般会計繰入金に組み替えておりますので皆減でございます。

次に、2 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割の被保険者に係る保険給付費に対し、国がその 12 分の 3 を定率負担するもので、前年度比約 40 億 4 千万円増の 306 億 4,552 万 8 千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額な医療費の 80 万円を超える部分について、保険料で負担すべき部分の 2 分の 1 を国と県が半分ずつ負担するもので、国の負担割合の 4 分の 1 に応じた 2 億 5,281 万 5 千円を計上しております。

次に、2 項国庫補助金 1 目調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するため交付されるもので、前年度比約 16 億 4 千万円増の 126 億 3,373 万 4 千円を計上しております。

また、2 目民生費国庫補助金は、健康診査など保健事業実施に対する補助金 3,604 万 9 千円を計上しており、前年度同額でございます。

次の 3 款県支出金 1 項県負担金 1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が 1 割の被保険者に係る保険給付費に対し、県がその 12 分の 1 を支出するもので、前年度比約 13 億 4 千万円増の 102 億 1,517 万 6 千円を計上しております。

2目高額医療費負担金は、国庫支出金と同様の制度で、県の負担割合である4分の1に応じた2億5,281万5千円を計上しております。

4款支払基金交付金は、支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費の40%、及び現役並み所得者にかかる保険給付費の90%に相当する額を、広域連合に対し交付するもので、前年度比約72億3千万円増の548億5,178万8千円を計上しております。

次の5款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療給付につきまして、その200万円を超える部分について、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、国民健康保険中央会が各広域連合の拠出金により交付金を交付する共同事業であり、前年度と同額の2,200万円を見込み計上しております。

6款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、5億154万6千円の新たな計上でございます。

2項基金繰入金は、21年度に実施する保険料軽減の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を取り崩すもので、8億6,658万7千円を計上しております。

7款繰越金については、平成20年度予算では保険給付費が4月から2月の11か月分であったのに対し、保険料収入は12か月分であったため、保険料の収入超過分7億3,524万円を予備費に計上いたしました。そのため、同額の剰余金が生じる予定ですので、それを含め、7億3,524万2千円を新たに計上しております。

8款諸収入では、1項延滞金、加算金及び過料のほか、預金利子等、計5千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費1項総務管理費は、広域連合電算処理システム運用支援業務委託、レセプト点検及び画像化の委託ほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また一時借り入れした場合の利子等で、前年度比約4,900万円増の5億1,544万1千円を計上しております。なお、次の賦課徴収費は、保険料の納付勧奨のためのリーフレット作成費等を計上してはりましたが、総務管理費に統合し、皆減であります。

次に、2款保険給付費1項療養諸費についてであります。1目療養給付費を1,271億8,576万3千円と見込み、前年度比161億円ほどの増額計上、2目には新たに療養給付費から療養費を分割し7億5,128万8千円を計上したほか、3目には新たに特別療養費を、4目には移送費を、それぞれ10万円見込み計上しております。

また、5目審査支払手数料につきましては、国民健康保険団体連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、前年度に比べ5,600万円ほどの増を見込み、4億8,750万5千円を計上しております。なお、訪問看護療養費につきましては、1目の療養給付費に統合し、皆減でございます。

次に、2項高額療養諸費は、自己負担額が世帯の状況に応じた限度額を超えた場合支給するもので、前年度比1億1千万円ほどの増を見込み、8億4,578万5千円を計上しております。また、新たに2目として、高額介護合算療養費を設け、新年度からはじまる高額療養費と介護との合算で、限度額を超えた場合支給するため、2億6,466万8千円を計上しております。

3項その他医療給付費の葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行ったものに5万円を支給するもので、前年度比890万円増の5億3,640万円を計上しております。

次の3款県財政安定化基金拠出金は、広域連合の保険財政の安定化を図るため、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や給付費が見込みを超えて増加した場合の財政不足等に対し、貸付等を行うため県が設置する基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出し、6年間で約18億円を積立てるもので、9,600万円を計上しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、先ほど歳入でご説明いたしましたが、国民健康保険中央会が行う、特別高額医療費共同事業への拠出金として、2,200万円を計上しております。

5款保健事業費は、被保険者の糖尿病等の生活習慣病の早期発見と後期高齢者医療制度における医療費適正化を目的とし、健康診査を行う事業でございますが、実施にあたっては、市町村に委託することとしておりその委託料として、前年度同額の2億1,932万7千円を計上しております。

6款諸支出金は、1目保険料還付金、2目還付加算金として、11万円を計上しております。

7款予備費につきましては、新年度は不測の事態に対応するための事務経費分のみ、500万円を計上しております。

最後に、第2条一時借入金は、一時借入金の限度額を、保険給付費の約1か月分の100億円と定めるものであり、第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内での流用を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決議下さいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岡崎賢治議員。

○5番（岡崎賢治君） まず一般会計歳出、一般管理費の中の職員住宅の借上料450万円、これはどういうことか伺いたい。職員からは36万円の負担金をいただいて、450万円を支払っているということですが、借りている職員の数等について詳細な説明を求めます。

続いて、特別会計歳出、1款総務費の賦課徴収費を皆減したという説明がありました。しかし、保険料の収納率が予定より下回っており、77%から100%までまちまちとなっております。果たしてこれで徴収費を皆減する理由付けとなるのか。これでは予算組みをするうえで、非常に困難をきたすのではないかと。先ほどの補正予算で説明がありましたが、きめ細やかな相談の経費、あるいは様々な説明会の経費として、国から約1億円の補助金をいただいていますね。1億円を貰っているにもかかわらず活かさきれていないのではないかと、私から指摘をさせていただきたい。

本来であれば、徴収に対しての説明責任を果たす目的で使うものだろうと思います。まさか委託料等には使っていないだろうなど。補正予算の審議は終わったからあえて申しませんが、これはきめ細やかな相談業務、つまり被保険者に対して説明責任を果たすために、国から1億円をいただき、その結果として収納率を96.3%に設定していたわけですね。ところがそうになっていない。これでは一体どのようなことになるのかなと心配をしているし、不信も抱いているわけです。

市町村あげて広域連合を立ち上げようということで、連合長はじめ各首長さんが一所懸命になっているにもかかわらず、このような事態になっているということは、私どもは非常に残念であります。100%の自治体がある一方、77%の自治体もあるということになると、自治体の不公平感が、当然今後の大きな問題にされると思います。

これらについての説明、今後の対応策、あるいは予算への影響等々について、事務方に説明を求めたいと思います。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） それでは、ご質問のうち、先の二つについて私の方から答えさせていただきます。

まず職員住宅借上げにつきましては、平成21年度から要綱を作り、21年4月から市町村から派遣される方で、近所に住宅を借りなければならない方がいた場合には、広域連合で住宅を借上げて、職員個人から負担金を1割いただくことで考えています。

単身赴任で、この辺の相場で5万円をみておまして、5万円の住宅を借りた場合は、広域連合で敷金等を支払い、各個人からは月々5千円、1割分を負担していただくということで考えております。今のところ想定しているのは、来年度は6名分です。

これまでは、一部市町村で独自に住宅の借上げを実施されているところがありましたが、各市町村の首長さんや人事担当課長さんのご意見を踏まえまして、遠くから派遣される職員の負担を軽減するために、通常の住宅手当等の対応でやっていたものを改めるものです。

次に、賦課徴収費の皆減についてですが、収納率の話が出ているにもかかわらずいかがかということかと思えます。収納対策に係るリーフレット等の作成経費につきましては、賦課徴収費の印刷製本費でみておりましたけれども、一般管理費の中でも制度の周知パンフレットなど同様の印刷製本費を持っておりますので、この度はこちらの方に一本化して執行したいということでございます。特に賦課徴収をおろそかにするという意味合いの予算の皆減ではないことをご理解いただきたいと思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 私からは、市町村別の保険料収納状況について、格差があり不公平感があるのではないかということについてお答えいたします。

普通徴収の第1期7月分について、保険料収納状況を市町村別にみますと、確かに100%から低いところでは85%まで、15ポイントの差があります。また8月から11月をみますと全体でも若干ずつ下がってきて、中には70%台のところもあります。このように市町村間で差がありますと、やはり市町村間で不公平感が募りまして、うちは100%なのに、隣はどんなんだという話になります。

広域連合といたしましては、色々な事情がありますので、一定程度の幅は仕方ないかもしれませんが、できるだけ市町村間の格差が出ないように、ある程度の基準は全ての市町村でクリアしていただきたいと考えているところでございます。

今後、国の指示もありまして、収納対策に取り組んで参りますが、他の広域連合では、市町村の中で収納率の低いところについては、事務費負担金で嵩上げて、収納努力を事務費に反映させることを検討しているようでありまして、また実際、今年度から導入している広域連合もでございます。

山形県としては、なるべくそのようなことは避けたいと思っておりますので、できる限り全市町村が一定レベルの収納率を達成していただくよう、お願いしていきたいと考えております。それで駄目であれば、今後、事務費負担金への反映を考えていかなければならないと思っております。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岡崎賢治議員。

○5番（岡崎賢治君） 住宅の借上げ料については理解しません。ただ酒田、あるいは庄内、最上郡や小国など、遠い所からについてはやむを得ない事情が当然あるだろうと思います。6名と言われましたが、出身別はあえて聞きません。

このような時代に、このような予算計上をすることについては、理解されるという意図のもとで計上しているとは思いますが、なかなか難しいのではないかと。どこの市町村だってそんなことはあり得ない。東根だって遠くから来ている職員がいます。でもそんなことはあり得ない。それなりの住宅手当があったにしろ、住宅の借上げ料を補填するということはありません。

それは広域連合の組織の中ですからあえて申しませんが、このことについては十分精査をしていくべきだろうと、社会通念上許される範疇の中で計上をお願いしたいと思います。

続いて、収納率についてですが、事務局長なかなか大変だと思います。これは組織運営そのものに大きく影響を及ぼすものだから。どこの市町村も国保の収納率はどんどん下がっている。税そのものすべて収納率が下がっている。ましてやこのような経済危機の状況の中では、ますます右肩下がりになっていくだろうと思います。

この資料を見ると、収納率を96.3%と見込んでおり100%ではない。でも100%のところもあるんですよ。その差は金額的にみて僅かかもしれない。しかし僅かな金額であっても当

然多く払っているわけですね。77%の市町村があるのに、96.3%を見込んでいるわけですから、その整合性をどうとっていくのか。

それから、資料の中で、軽減後の賦課総額が72億9,991万2千円となっているのに、収納率96.3%を見込んで計算した保険料収入見込み額で差が生じているわけですね。計算すると96.3%ではなくて94%台だったかな。

数字の整合性はどうなっているのか、広域連合ではどのように試算をしたのか。これは保険料に大きく反映する大事な数値だと思います。当然連合長にも相談をし、あるいは政策調整会議等でも話があったかと思います。

これらのことを考えた場合、国の制度そのものの推移を見守っていくという前に、自分のところの広域連合をきちんとやっていかないことには、県民の理解が果たして得られるのかという部分で心配しております。数字的なものについては、皆さんプロですから計算してみてくださいよ。事務局長、今計算しているようですが。間違えたのかと何回も計算してみましたが、やっぱり数値が違うんですよ。その辺、広域連合がまだまだ大きく変わっていかなければ駄目なのではないか。

議員の定数、あるいは幅の持たせ方等々についてもリンクしていくわけですので、再度、事務局長の答弁を求めたいと思います。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） まず、第一点目の住宅借上げ関係でございます。寒河江市に事務所がありますが、もちろん近くの方は、自家用車等で通勤していただくのが基本と考えております。

山形県は広うございまして、やはり遠い方がいらっしゃいます。基本的には50km以上あれば通うのは大変だと思いますし、冬は雪も降ります。遠い方で希望する方については、何らかの手当てが必要だということがございますので、市町村の希望により、このような制度を設けさせていただいたところでございます。

二点目の収納率の中身についてですが、資料の中では収納率96.3%を見込んでいるではないかというお話ではございますけれども、この96.3%は7月第1期の普通徴収の県平均の数値です。あくまで12月末現在の数字を用いて今回の資料を作成させていただいたもので、全市町村に収納率向上の更なる取り組みをお願いしていきたいと考えております。

それから三点目の数字の違いです。実績見込みについては、実際の保険料収納ですので、例えば、年の途中で亡くなられた方や転出された方については、月割減額するわけですが、その月割減額後の調定額に基づいた数字になっております。一方、軽減後の賦課総額については、月割減額前の数字を使っているために違いが生じているものでございます。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岡崎賢治議員。

○5番（岡崎賢治君） 最後に伺います。数字の違いについては、なるほどなと思います。そこで、今後の収納率アップ等について、考え方をお尋ねしたいと思います。

国の方からは、先ほど申し上げました補正予算の中で、きめ細やかな相談業務、あるいは地域での広報PRの補助金として円滑運営臨時特例交付金1億円が入っていますね。しかし、予算の中身は、今見させてもらっただけなので額は何とも言えませんが、いくら計算しても1億円にならない。

市町村等からPR業務の理解を得るには、担当者との連携を密にしていかなければまずいと思います。広域連合の事務方は大変な努力をしているにもかかわらず100%に至っていないわけでありますから。先ほど来、もっと市町村に委ねなければならないものがあるのではないかとこの質疑がされておりましたけども、まさしく広域連合では、市町村にもっとお願いをして、交付金等々を速やかに出すことによって、もっと理解が得られるのではないかと。

そうすることによって、不公平感、100%から77%まであるわけですので、それが解消されるのではないかと。確たるものは何もありませんけども、そのように理解せざるを得ない。

そんなことも含めて、事務方あるいは連合長の答弁を求めて終わりたいと思います。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） ただ今のご質問にお答えします。

円滑運営臨時特例交付金は、全体で10億円ほど入りまして、そのうち9千500万円ほどが広報関係、きめ細やかな相談整備等、広域連合と市町村が行う事業に充てられます。

その中身ですが、きめ細やかな相談整備の項目の中に、広域連合システムの機能拡充のための経費6千万円が含まれており、残り4千万円を広報経費として計上しております。これらの事業については、広域連合と市町村とがそれぞれ分担して実施していくこととなりますが、来年度以降も重要課題だと考えておりますので、その実施にあたっては十分配慮していきたいと考えております。

次に収納率向上の問題ですが、これにつきましても年度末を控えて重要な課題と捉えています。収納率向上については、国からも広域連合が県の協力のもと、市町村と連携して収納率対策向上実施計画を立てて取り組むようにという指示が来ておりまして、広域連合でも各市町村の取り組み状況を調査して、現在原案を作成中であります。

市町村並びに広域連合が基本的に取り組むべきことと、収納率の低い市町村が更に加えて取り組むことを規定し、それぞれ広域連合と市町村が役割をもって、収納率向上に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 収納状況はご覧のようにばらつきがございます。これについて事務局で答弁いたしました。担当者あるいは担当課長の方で打合せを数回やっております。

私は、この実態をそれぞれの自治体から認識をしていただくことが一番重要であろうと思っています。この結果を自治体の長も含めて十分認識して、自分の自治体の位置はどこにあるのか、自治体の事情もあつてのことと思いますが、どんな事情があるのか、我々も更に把握する必要があるだろうと考えております。収納率向上のために、自治体と広域連合が一緒になって、今後とも進めていきたいと思っています。

広報PRについては、広域連合と自治体が役割分担をはっきり認識して、お互いに一体となってやっていくことが必要だと思っております。今後とも頑張っていきたいと思っております。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

○13番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） 今、岡崎議員が本質を突いたご質問をされました。計画も過年度になると収納率を上げていくのが大変ですので、なるべく早く私たちの目に触れるように、実際の行動に移れるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私からは一般会計、特別会計の繰入金の関係についてご質問させていただきます。考え方で結構ですけれども、特別会計歳入に一般会計から受け入れた財源を、歳出のどのあたりに充当しているのか、まずお聞きしたいと思ひます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 特別会計の一般会計繰入金を何に充てるのかというご質問かと思ひます。特別会計は、総額1,300億円ほどございますが、そのほとんどが医療給付費関係でございますけれども、歳出の1款総務費に一般管理費を持っておりまして、一般会計繰入金はこちらに充てているとご理解いただければと思ひます。

○13番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） そうだと思いますが、数字が合わないので、考え方がどうなっているのかということを確認したかったんです。一般会計繰入金が5億100万円、一般管理費の総額が5億1,500万円になっているので、考え方としてどうなっているのかということをお聞きしたかったんですね。一般会計から特別会計への繰り出しルールが、国等から示されているのかどうかを確認させてください。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 特に国の方から示されている例はございません。

○13番（阿部寿一君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） そもそも特別会計を設ける意味ということをしっかり考えていただきたいと思います。特別会計を設ける意味というのは、そこで歳入歳出を明確化して、ある意味コスト概念を明確化、責任の所在をはっきりさせるということで、一般会計から繰り入れるのは、あくまでも例外的な措置だと認識しなければならないと思っております。

野放図に一般会計から繰り出すという形にすると、特別会計の中にコストの概念が無くなります。これはしっかりルール化していただきたい。私は国から何らかの指針があり、それに基づいて出しているのであれば了解ですと言おうと思ったんですが、そうではないようですので、それはしっかり今後でも結構ですからルール化してもらいたいと思います。

それから、一般会計の中に民生費があって老人福祉費があるなんて、考え方がおかしいでしょ。職員の中に老人がいて、一杯いるかもしれませんが、その福祉に充てるということになる。こんな変則的なことをやると。この費目を一般会計の中に設けることは、おかしい予算の立て方だと思う。

この予算自体でおかしいことをやろうとしているわけではないでしょうから、それについて反対はしませんが、一般会計から特別会計への繰り出しルールを、連合長の責任においてしっかり確立して、議会にご報告いただければと思います。以上です。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） ただ今ご指摘いただいた点については、しかと承らせていただきます。

付け加えさせていただきますが、特別会計の事務費、市町村からの負担金を基にして繰入

させていただいている分については、純粋な事務費部分に限定して予算を立てさせていただいていることをご理解いただきたいと思います。

それから、最後にありました老人福祉費で特会に繰り出している歳出部分は、会計科目について国から通知があり、そのルールに則ってやらせていただいていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

○4番（結城義巳君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城義巳議員。

○4番（結城義巳君） 先ほど収納率の問題で、ばらつきがあるというご意見がありました。私は調べていただきたいというお願いを含めて申し上げます。むしろ普通徴収で100%というのは、驚異的な数字だと私は受け止めております。本当に100%にできるなら素晴らしいことだと思いますね。天童市も精一杯頑張っているんだろうと思いますが100%にはなっていない。全市町村が100%になればいいわけですから、どうしたら100%になるのか調べていただきたい。よろしくお願いします。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 100%が何で達成できるのか、驚異的な数字だというお話ですが、うちの方でも100%の理由について、特に明確なことは聞いておりません。納税組合のようなものがあるらしいということですが、断定的なことは申し上げられません。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） 二つほどお尋ねします。

先ほどの予算説明の中で、特別会計歳出の総務管理費の委託料について、オペレーターを1人減にしたけども、高額療養費カスタマイズなどで、トータルでは増額となるとの説明がありました。この委託先は国保連合会のことを言っているのか教えてください。

また、その他委託料というのは何か。それから印刷製本費の中身は、主にどういったものなのか、お尋ねしたいと思います。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） ただ今のご質問にお答えします。

まず、委託料関係です。当広域連合では22名体制で運営していますが、専門性を考慮して外部に業務を委託しております。

主な業務内容について申し上げますと、レセプト点検の委託、いわゆるレセプトの二次点検ですが、国保連合会で4,338万8千円。レセプトの画像化委託、いわゆるレセプトを画像化して保存するものも国保連合会で9,350万4千円。第三者行為求償事務委託ということで国保連合会に42万円です。

医療費通知作成委託は、予算額が950万1千円で入札です。高額療養費や療養費等の決定通知書の委託は2,638万円で入札です。高額療養費の支給案内通知作成委託が59万1千円で入札です。それから保険証の一斉更新が8月にありますので、それが約900万円で、これも入札です。以上がその他委託料に計上しているものです。

次に印刷製本費は、保険料を納めていただく時に同封するリーフレットの作成経費や、新たに75歳になった被保険者の方へのご案内などの作成経費で、各市町村に配布するものです。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） 20年度の補正の中でもパンフレットを出すと言っていたが、当初予算でも出すとなれば混乱しないのか。何となくただ紙ばかりきて、出してもらうのはいいが、読まなくなってしまう。もっと効果があるようなことをやった方がいいのではないか。

2月補正で対応するとすれば、市町村から3月末には出さなければならない。どういう狙いのもとに出すのか。収納率を上げるという狙いのものであれば、それなりのものを4月の第一回目の徴収の際に出すとか、何か考えていかないと市町村も容易ではないのかなと思います。この辺をお尋ねしたい。

それから、国保連にほとんど委託しているわけだけでも、市町村国保もほとんど国保連なんだよね。それだけ受ける余裕があるのか。

また、レセプトなんか毎年の中身が変わっている。この辺は、国の方へ改めるように言うべきではないかと思います。

それから、専門性のものをほとんど委託しているならば、専門性のない人が残ると言えば語弊あるかもしれないが、何も遠い市町村から派遣しないでもいいのではないか。こういう時だから雇用対策として、広域連合で雇用するというのも一つの方策ではないか。そうすれば人も雇えるし、その分委託しなくて済むのではないか。私の素朴な考えでお尋ねします。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 最初の印刷製本費ですが、先ほど説明いたしましたのは、今年度のうちにパンフレット等を作成するもので、ただ今説明させていただいているものは、来年度に印刷させていただくものです。今年度限りで終るのではなく、来年度も引き続き制度の周知広報に取り組んで参りたいということでございます。

次に国保連への委託ですが、一番大きいのがシステムの委託でございます。広域連合のシステムは、国から提供されている標準システムでございますが、それを国保連に委託し、国保連が業者に再委託しております。

それから職員体制でございますが、ご案内のとおり、医療制度そのものが複雑でございます。誰でもできるのではないかとお答えしようがないんですが、それなりに専門的な制度でございますので、その知識がある方に出向していただいて運営させていただいております。レセプトという非常に秘密性の高いものを扱っているという事情もございまして、ご理解いただければと思います。

○議長（茨木久彌君） ここで会議時間を延長いたします。

○15番（小松原俊君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 小松原俊議員。

○15番（小松原俊君） 委託料についてはワンクッション入れる理由が分かりません。普通、透明性を高めるために直接というのがどんな入札でもやられているわけです。

それから、専門性っていうのが職員に対して語弊があったかもしれませんが、難しいことを全部やるのか。秘密性が高いからと言ってしまえば、民間会社に委託してしまえば、双方に秘密ができるわけで、結局は職員の教育だと思います。

これだけ世界経済が不景気で、雇うところが乏しい山形県の悲しい現状からすれば、できればこういう第三の広域連合のようなところで、公務員ではなくても、ある程度の試験で採れると思います。そういうことを考えれば、職員の給料を下げると言えば大変失礼ですが、固定費も下がってくるのではないかと、それが将来に繋がるのではないかと、思います。ただ遠い市町村から雇うよりは、その方が遥かに効率いいのではないかなと思います。近くの優秀な人を育てるということも一つの考えではないか。連合長の方で、もし考えがあればお尋ねしたいと思います。

それから、いろんなリーフレット等を出すというのは、本当に今緊急性があつてすぐに出さなくては間に合わないものなのか。3月に来たと思ったら4月にまた来たと、月刊で出すつもりなのか分かりませんが、その辺も効率よくやっていただきたいなと思います。ただ出すのではなく、医療費の軽減だとか、収納率を上げるという目的だと思いますので、そ

れに沿って配布の仕方、内容を作らなくてはならないと考えております。その辺答弁いただいて質問を終わります。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 先ほどのシステム委託の関係でございますが、広域連合のシステムは、国から提供されており、それを国保連に委託しております。

国保連では、後期高齢者医療制度に係るシステムとして、うちから委託する分と、独自に審査支払いシステム等、広域連合のシステムにはないシステムを持っており、一体的に運用することで効率化が図られるという面がございますので、国からのシステムを一旦国保連に委託して、そちらで一体的に運用していただいているものです。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 広域連合の構成員は自治体職員でやっているわけですが、ご存知のとおり、広域連合は県内全市町村で構成する特別地方公共団体という位置付けにありますので、各自治体からの職員で構成させていただいております。

最大の効果は最小の経費でというのを心掛けて、現在 22 名でやっておりますが、先ほど局長が説明しましたように、民間の力でやれるものは民間の力で当然やっていただかなくてはならない。委託すべきものは委託し、最小の人数でやっているつもりです。

この後期高齢者医療制度の全体的な姿がどのように変わっていくのか、このまま広域連合の形でいくのか、十分に見極めていかななくてはならないと思っておりますが、広域連合である限りは、この形態で、最小限、最低限の自治体職員で構成するしかないと考えております。以上です。

○事業課長補佐（高橋幹二君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 高橋事業課長補佐。

○事業課長補佐（高橋幹二君） 先ほどのパンフレットの件で、緊急性があるのかというお話がありました。現在 2 年目を迎えようとしている長寿医療制度でございますが、被保険者の皆様方からは、まだ理解されていないという声をよくお聞きします。問い合わせも確かに月間 1,000 件以上、通知を出す時には 3,000 件以上で、県内の問い合わせ数も多いと伺っております。

2 年目を迎えようとしている現在、積極的に制度の本質、何故この制度があるのか、この

制度で何ができるのかということ、パンフレットで分かりやすく説明していきたいと考えております。これは少なくとも最低限必要な広報ではないかと思っております。

もう一点、ただ紙を送っているだけでいいのか、ばらばら送っているだけでは高齢者の負担になるのではないかという疑問もあります。これを考慮しまして、それぞれの目的にあったパンフレット、あるいは広報の送付、説明等を考えております。

例えば保険証を送る際、最初に制度の内容を知りたいという高齢者の方に制度のポイントだけを絞ったものを送っております。その後、保険料の通知が届きます。その際には保険料がどのように計算されているのか、保険料を納付していただかないと財政的に厳しいということ、先ほどの保険証の時に送った資料とそんなに変わらないような資料ですが、分かりやすいように送っております。できるだけ毎回別な言葉で、あるいは別な資料で、種類を2種類、3種類と増やすことなく、最低限でやりたいという対応をしているつもりです。

特に今年度は、制度改正が頻繁に行われました。8月の段階で1度、10月の段階でもう1度と、制度改正に速やかに対応すべく、広報してきたところでございます。このように広報を適時適切に、強力に進めないといけない段階ではないかということで対応させていただいたところでございます。

市町村の方で送られているということがありましたが、私どもの方では、パンフレットを送付する際、市町村で作ったものを使っただけなのであればそれで結構ですし、その分だけ広域連合の製作経費が下がると認識しております。広域連合の方で強制しているわけではございません。私どもは市町村で必要だというものをできるだけ分かりやすく作成し、市町村に提供しているという認識でございました。

効率化という点につきましては、市町村の職員の皆さんと共に、どのようなやり方が良いのか、引き続き検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第3号及び議第4号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第3号及び議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議第 5 号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第 10 議第 5 号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例及び山形県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました、議第 5 号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第 5 号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例及び山形県後期高齢者医療広域連合 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、いずれも平成 20 年 6 月の地方自治法改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） それでは、議第 5 号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例及び山形県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正の概要について、ご説明いたします。

この度の改正につきましては、両条例とも、平成 20 年 6 月 18 日公布されました、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、改正条例第 1 条では、特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正を規定しております。特別職のうち議員の報酬について、他の特別職と区分し、議員報酬として明示する必要が生じたために、条例中、報酬と規定している部分を議員報酬及び報酬に改めるとともに、報酬額の表について、議員報酬と役員報酬に分けて表記するものであります。

次に、第 2 条では、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正を規定しております。地方自治法の改正により、条例中に引用している地方自治法の条項にずれが生じたため、改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第5号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茨木久彌君） ご異議なしと認めます。議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議第6号

○議長（茨木久彌君） 続いて、日程第11 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました、議第6号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定につきましては、一般会計における年度間の財源の円滑な調整を図り、健全な財政の運営に資するため、地方自治法第233条の2及び同法第241条により、財政調整基金を設置するため、本条例を設定するものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第6号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議第7号 及び 日程第13 議第8号

○議長(茨木久彌君) 続いて、日程第12 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、及び日程第13 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(茨木久彌君) 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長(市川昭男君) ただいま上程されました、議第7号及び議第8号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてですが、この特例基金は、今年度の被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減措置に対する財源補填として、国から交付される交付金を受け入れるため、昨年度設置したものであり、同様の措置が、平成21年度も継続されることとなったことなどから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成21年度の後期高齢者医療の保険料に関する新たな軽減措置を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） それでは、議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正、及び議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の概要について、ご説明いたします。

まず、臨時特例基金条例の一部改正について、ご説明いたします。

この特例基金は、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る平成20年度の保険料について、昨年4月から9月までの半年間は免除し、10月から今年3月までの半年間は9割軽減するという、平成19年10月30日に決定された国の特別対策の実施により減収となる保険料の補填分として、国の高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を受け入れるため、平成19年度に設置されたものであります。

今回の条例改正は、このあとご説明いたします後期高齢者医療に関する条例の一部改正と密接に関連しておりますので、制度の改正内容については、その際ご説明させていただきますけれども、この基金条例は、平成21年度の保険料軽減措置に伴って生じる保険料の減収分や、その周知広報に要する経費等に充てる財源として、今年度、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の受け入れや処分について規定するとともに、条例の有効期限を平成22年3月31日から平成23年3月31日に1年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の条例改正は、平成20年6月12日の高齢者医療の円滑な運営のための軽減等について、並びに8月29日の安心実現のための緊急総合対策として、国が決定した平成21年度以降における低所得者に対する保険料軽減措置、及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の21年度における保険料軽減措置について、新たに規定しようとするものであります。

それでは改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

最初に、第14条の改正ですが、このたびの条例改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

第16条につきましては、均等割の7割軽減該当者のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の場合、均等割の9割を軽減する規定を新たに設けるほか、所得割を負担する被保険者の中でも所得の低い方、具体的に申し上げますと、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合、20年度と同様に、一律に所得割額の5割を軽減する規定を追加するものであります。

次の第17条並びに附則第3条、第6条の改正につきましては、このたびの条例改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

附則第9条につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、平成20年度に引き続き、平成21年度分の均等割額についても9割を軽減する規定を追加しようとするものであります。

なお、この条例の施行期日については、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第7号及び議第8号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第7号及び第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議第9号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第14 議第9号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

提案の理由説明

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。

山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条の規定により設置しております山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の委員につきましては、来る3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、熊谷誠委員、今野健一委員、佐多和子委員、諸橋哲郎委員、及び和田英光委員の5名を委嘱することについて、同条例第22条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第9号については、同意することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第9号については、同意することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

閉会にあたり、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 2月定例会が閉会されるにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、それぞれご可決、ご同意をいただき、心より感謝申し上げます。

今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な施行に努力してまいる所存ですので、皆様には更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（茨木久彌君） これをもちまして、平成21年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時22分 閉会

会議規則第 59 条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 伊 藤 一 雄

署名議員 佐々木 謙 二